

## 台東区成年後見制度利用支援事業実施細目

16 台保福発第 2 8 4 号  
平成 1 6 年 4 月 1 日  
2 0 台保福第 4 5 9 号  
平成 2 0 年 1 0 月 1 日  
2 7 台福福第 4 1 6 号  
平成 2 7 年 9 月 1 日  
2 8 台福福第 9 9 8 号  
平成 2 9 年 3 月 1 日  
3 0 台福福第 1 3 8 号  
平成 3 0 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この実施細目は、台東区成年後見制度利用支援事業要綱（平成 1 6 年 4 月 1 日 1 6 台保福発第 2 8 4 号。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第 2 条 要綱第 2 条第 1 項第 1 号及び次項に定める生活保護を受けている者に準ずる程度に困窮している者又は費用等を負担することが困難であると区長が認める者とは、対象者の属する世帯の収入及び資産から生活保護法による保護の基準（昭和 3 8 年厚生省告示第 1 5 8 号）により算定した最低生活費を控除して得た額が、要綱第 3 条に定める費用の合算額に満たない者をいう。ただし、助成の対象者の資産が同条に定める費用を負担するに十分な額であると認められる場合は、助成の対象としない。

2 要綱第 2 条第 1 項第 2 号に規定する対象者において、次の各号に掲げる費用の助成を受けようとする場合は、当該各号に定める者が生活保護を受けている者若しくはこれに準ずる程度に困窮している者又は費用等を負担することが困難であると区長が認める者に該当する者でなければならない。

( 1 ) 要綱第 3 条第 1 号に規定する審判申立に要する費用 申立を行う者

( 2 ) 要綱第 3 条第 2 号に規定する後見人等に対する報酬 被後見人等

(助成の申請手続等)

第 3 条 要綱第 1 条に規定する助成を受けようとする者は、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

(1) 審判申立費用助成申請書（第 1 号様式）

(2) 後見人等報酬助成申請書（第 2 号様式）

(3) 収入申告書（第 3 号様式）

(4) 資産申告書（第 4 号様式）

(5) 同意書（第 5 号様式）

(6) 後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し（要綱第 3 条第 2 号に規定する助成申請時に限る。）

(7) その他区長が必要と認める書類

- 2 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、その結果を審判申立費用助成審査結果通知書(第6号様式)又は後見人等報酬助成審査結果通知書(第7号様式)により申請者に通知し、指令書(第8号様式)を発行するものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、本人が生活保護を受けている場合には、同項第3号及び第4号に規定する書類については、その添付を省略することができる。

(助成金の交付)

- 第4条 助成金の交付決定を受けた申請者は、助成金交付請求書(第9号様式)を区長に提出しなければならない。ただし、区長が申立人となる場合は、この限りでない。
- 2 区長は、前項の請求があったときには、助成金を交付するものとする。ただし、区長が申立人となる場合は、対象者へ費用求償を行わないことをもって助成金の交付とする。
  - 3 前項の規定に関わらず、要綱第2条第1項第2号に定める者が要綱第3条第1号に規定する申請をする場合は、同号エの鑑定料交付については次条の規定によるものとする。

(鑑定料の交付)

- 第5条 前条第3項で定める場合の鑑定料交付について、裁判所の判断により鑑定が実施されるときは、裁判所からの鑑定実施通知及び助成金交付請求書を区長に提出するものとする。
- 2 区長は、前項の請求があったときは、鑑定料を交付するものとする。

(審判確定後の書類等提出)

- 第6条 要綱第2条第1項第2号で規定する者が第1号申請をして助成金交付を受けた場合は、審判確定後、次に掲げる書類等を区長に提出しなければならない。
- (1) 審判書謄本の写し
  - (2) 鑑定が実施されたときは、鑑定料の払込みを証明するもの
  - (3) 未使用郵券の返還があったときは、裁判所発行の返還書の写し及び未使用郵券
- 2 要綱第10条第2項に定める返還額が生じた場合は、区長は助成金返還通知書(第10号様式)により、通知するものとする。

(後見人等の報酬に係る助成金の交付時期)

- 第7条 要綱第3条第2号に規定する後見人等の報酬に係る助成金は、毎年1回、前年度に行った後見人業務に対する報酬助成として交付する。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(報告)

- 第8条 要綱第7条の規定による報告は、資産状況等変更報告書(第11号様式)及び所得状況等報告書(第12号様式)により行わなければならない。

(管理台帳)

第9条 区長は、管理台帳（第13号様式）を作成し、助成に係る事項をこれに記録するものとする。

付 則

この実施細目は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この実施細目は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

この実施細目は、平成27年9月1日から施行する。

付 則

この実施細目は、平成29年3月1日から施行する。

付 則

この実施細目は、平成30年4月1日から施行する。